

お客様各位

マイナンバー提示のお願い

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)がスタートします。

本制度により、信用金庫でも税の手続きなどで、各種法定調書等にマイナンバー(個人番号)、法人番号を記載することが義務づけられています。

つきましては、下記のお取引の際はマイナンバー等の提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、当金庫ではマイナンバーの取得や保管にあたって厳格な管理態勢を講じております。

マイナンバーの提示が必要な主なお取引

個人のお客様

- 投資信託、公共債
- 国外送金
- マル優、マル特
- 出資金
- 財形年金、財形住宅 など

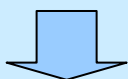
法人のお客様

- 定期預金、通知預金、定期積金
- 投資信託、公共債
- 出資金
- 国外送金 など

マイナンバーを提示していただく場合、本人確認として

「番号確認」と「身元(実在)確認」の2つの確認が必要となりますのでご協力下さい。

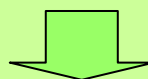
「個人番号カード」を
提示の場合



個人番号カードのみの提示で結構です。

※個人番号カードで番号確認と身元確認を行います。

「通知カード」または
「住民票(番号付き)」を提示の場合



写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポート等)も提示してください。

※通知カード等で番号確認、写真付き本人確認書類で身元確認を行います。

※写真付き本人確認書類の提示が困難な場合、健康保険の被保険者証と年金手帳など2つ以上の本人確認書類を提示してください。



まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫